

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【公開番号】特開2017-130839(P2017-130839A)

【公開日】平成29年7月27日(2017.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2017-028

【出願番号】特願2016-9918(P2016-9918)

【国際特許分類】

H 04 W	48/02	(2009.01)
H 04 W	76/10	(2018.01)
H 04 W	84/12	(2009.01)
H 04 M	11/00	(2006.01)
H 04 M	1/00	(2006.01)

【F I】

H 04 W	48/02	
H 04 W	76/02	
H 04 W	84/12	
H 04 M	11/00	3 0 2
H 04 M	1/00	U

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月9日(2019.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信の親機として動作するアクセスポイント機能を有する通信装置であって、前記アクセスポイントと外部装置との接続が確立された場合に、確立された接続に関する接続情報を接続履歴情報に追加する追加手段と、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御する通信制御手段と

を有することを特徴とする通信装置。

【請求項2】

前記通信制御手段は、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、複数の設定のうち予め定められた第1の設定が設定され、かつ、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記第1の設定が設定され、かつ、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御することを特徴とする請求項1に記載の通信装置。

【請求項 3】

前記接続履歴情報に含まれる、一の装置に係る装置情報を示す画面を表示手段に表示する表示制御手段をさらに有し、

前記通信制御手段は、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記複数の設定のうち前記第1の設定以外の設定が設定され、かつ前記画面に示される装置情報が前記外部装置の装置情報である場合に、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記第2の設定が設定され、かつ前記画面に示される装置情報が前記外部装置の装置情報と異なる場合に、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御することを特徴とする請求項2に記載の通信装置。

【請求項 4】

前記通信制御手段は、前記第1の設定以外の設定が設定されている場合には、前記外部装置に係る前記接続情報が前記接続履歴情報に含まれているか否かに関わらず、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立することを特徴とする請求項2に記載の通信装置。

【請求項 5】

前記複数の設定のうち一の設定を示す画面を表示手段に表示する表示制御手段をさらに有することを特徴とする請求項2乃至4の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項 6】

前記接続履歴情報には、前記アクセスポイントに予め定められたSSID(Sevice set identifier)が設定された状態で接続が確立した外部装置の装置情報が含まれていることを特徴とする請求項1乃至5の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項 7】

印刷手段をさらに有することを特徴とする請求項1乃至6の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項 8】

前記通信制御手段は、少なくともSSIDと暗号化キーとを用いて、前記アクセスポイントと前記外部装置との接続を確立することを特徴とする請求項1乃至7の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項 9】

前記接続情報は、前記外部装置の名称及び識別情報のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項1乃至8の何れか1項に記載の通信装置。

【請求項 10】

無線通信の親機として動作するアクセスポイント機能を有する通信装置が実行する通信制御方法であって、

前記アクセスポイントと外部装置との接続が確立された場合に、確立された接続に関する接続情報を接続履歴情報に追加する追加ステップと、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御する通信制御ステップと

を含むことを特徴とする通信制御方法。

【請求項 11】

前記通信制御ステップでは、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、複数の設定のうち予め定められた第1の設定が設定され、かつ、前記外部装置に係る接続情報が

前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記第1の設定が設定され、かつ、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御することを特徴とする請求項10に記載の通信制御方法。

【請求項12】

前記接続履歴情報に含まれる、一の装置に係る装置情報を示す画面を表示手段に表示する表示制御ステップをさらに含み、

前記通信制御ステップでは、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記複数の設定のうち前記第1の設定以外の設定が設定され、かつ前記画面に示される装置情報が前記外部装置の装置情報である場合に、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記第2の設定が設定され、かつ前記画面に示される装置情報が前記外部装置の装置情報と異なる場合に、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御することを特徴とする請求項11に記載の通信制御方法。

【請求項13】

前記通信制御ステップでは、前記第1の設定以外の設定が設定されている場合には、前記外部装置に係る前記接続情報が前記接続履歴情報に含まれているか否かに関わらず、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立することを特徴とする請求項11に記載の通信制御方法。

【請求項14】

前記複数の設定のうち一の設定を示す画面を表示手段に表示する表示制御手段をさらに有することを特徴とする請求項11乃至13の何れか1項に記載の通信制御方法。

【請求項15】

前記接続履歴情報には、前記アクセスポイントに予め定められたSSIDが設定された状態で接続が確立した外部装置の装置情報が含まれていることを特徴とする請求項10乃至14の何れか1項に記載の通信制御方法。

【請求項16】

前記通信装置は、印刷手段を備えることを特徴とする請求項10乃至15の何れか1項に記載の通信制御方法。

【請求項17】

前記通信制御ステップでは、少なくともSSIDと暗号化キーとを用いて、前記アクセスポイントと前記外部装置との接続を確立することを特徴とする請求項10乃至16の何れか1項に記載の通信制御方法。

【請求項18】

前記接続情報は、前記外部装置の名称及び識別情報のうち少なくとも1つを含むことを特徴とする請求項10乃至17の何れか1項に記載の通信制御方法。

【請求項19】

無線通信の親機として動作するアクセスポイント機能を有する通信装置のコンピュータを、

前記アクセスポイントと外部装置との接続が確立された場合に、確立された接続に関する接続情報を接続履歴情報に追加する追加手段と、

前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御する通

信制御手段と

して機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

そこで、本発明は、無線通信の親機として動作するアクセスポイント機能を有する通信装置であって、前記アクセスポイントと外部装置との接続が確立された場合に、確立された接続に関する接続情報を接続履歴情報に追加する追加手段と、前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれていない場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立し、前記外部装置から前記アクセスポイントへの接続要求を受領した場合において、前記外部装置に係る接続情報が前記接続履歴情報に含まれている場合には、前記外部装置と前記アクセスポイントの接続を確立しないよう制御する通信制御手段とを有することを特徴とする。